自治体の紹介

▶人口:20,325人(平成26年10月現在)

▶面積: 252.6km²

釧路町では、庁内各課に「課内方針書」の提 出を求めるなど、職員に番号制度に対する「共 通認識」を持たせるとともに、特定情報保護評価に も着手し、平成26年10月に提出・公表している。

釧路町における番号制度に関する取組み

釧路町総務部総務課情報化推進室主任 田中 健三

(1) 庁内組織体制の決定

本町における社会保障・税番号制度への取組みは、 関連4法案が可決・成立した平成25年5月から本 格的にスタートしました。

最初の取組みとして、25年7月に(株)HARP常 務取締役・総務省地域情報化アドバイザーである白 井芳明氏を講師に招き、管理職を対象とした研修を 実施しました。当時は、制度そのものの理解が不足 していることや、この制度が我々の業務にどのよう な影響をもたらすのかについてまったく分からない 状態でした。しかし、白井氏の懇切丁寧な研修によっ て、管理職が行政運営において直面する最大の問題 としてとらえることができ、取組みの開始段階とし ては大変意義のある研修でした。この中で白井氏は 「各部署横断的な取組みが必要」 「まずは中枢となる 部署を決定」「27年10月(通知カード交付)から逆 算すると今年度から本格的な取組みが必要」の3点 を強調されました。その教えを受け、関係部課長等 による庁内体制の確立を目指した協議を長期間繰り 返し、各部署横断的な取組みが必要であることや制 度導入に直接影響を受ける個人情報保護条例や情報 システム、その他条例等の制定事務を受け持つ部門 を主担当とすることが制度導入の円滑な遂行につなが ると判断し、最終的に総務部門を主担当として設定し、 各部門及び各業務の具体的な取組みを始めました。

(2) 全体方針の決定

管理職研修会により、管理職での共通理解は広 がったものの、直接事務を遂行する職員が制度を理 解しているのか疑問がありました。そこで、半ば強 制的に番号制度の内容について理解を深めさせる目 的で各課等に「課内方針書」の提出を指示しました。 精度の違いはあるものの、この取組みによって、課 内全体で制度を勉強し理解を深めることで共通認識 を持つことができたと思っています。

また、総務部門では番号法によって影響が生じる 事務の洗い出しを進めました。この事務の洗い出し で最も有効だったのは個人情報保護条例における 「個人情報取扱事務一覧」の活用でした。本町の個 人情報保護条例は、行政機関等個人情報保護法と体 系や運用を合わせる目的で、平成23年度に大幅改 正を行うとともに、適正な制度運用のため個人情報 取扱事務の洗い出しを同時に行っていました。この 下地によって影響事務の洗い出しがスムーズに進ん だと言っても過言ではありません(今取り組んでい る条例改正事務の複雑化を回避することにもつながりました)。さらに、国から番号法別表に関して細分化された資料が発出されたのも有効な材料でした。

これらを総合して、26年3月に「社会保障・税番号制度に係る町の取り組み方針書」を策定し、今後の番号事務における指針と詳細な事務スケジュールを公表しました。

(3) 事務フローシートの作成

方針策定後、各課等には洗い出し結果に基づき「事務フローシート」の作成を指示しました。このシートには、これまでの事務の流れと制度導入による事務の流れを併記する形式で、①住民の情報を、どのような書類・どのような方法・どのような場面で受け取るのか、②情報をどのように活用するのか、③制度導入に向けた作業工程、④個人番号を守るための対策やリスク回避、を記載するようにしました。これによって、大きな括りの事務フローではなく、小さな問題点も見逃さない詳細なフローをつくりあげることができるとともに、制度導入後には職員における個人番号の取扱いが厳しく制限され法の遵守が求められていることから、このシートを活用しながら事故を防ぐ効果もあると考えました。さらに特定個人情報保護評価にも役立てようとしたところです。

シートの作成によって、これまでの事務を見直すことが必要となる事務、これまでの事務そのものの運用が誤っている事務、主務省令の改正を待たなければ番号制度導入による事務の流れが判別できない事務等、大小様々な問題が浮き彫りとなりましたが、新たな情報を収集したり、時間を重ねて見直すことによって、これらの問題は次第に解決へと進み、26年9月にはシートの作成を完結して、問題点を洗い出すことに成功し、特定個人情報保護評価へと進むことができました。

(4) 特定個人情報保護評価

本町における情報システムの番号制度改修作業は、平成26年9月の補正による予算措置によって 着手することとなり、改修仕様や影響度調査、住基 ネットCS統合端末等の物理的措置など改修等に係る内容の把握に努めました。この結果、保護評価のしきい値判断に必要となる特定個人情報ファイルの対象人数が判明しました。また、事務フローシート作成の終了によって、特定個人情報ファイルの特定や適正な取扱いのための手段・リスク回避策の保護措置に関する考え方や対策が固まったため、特定情報保護評価の実施に着手し、26年10月に提出・公表を行いました。本町の特定個人情報ファイルの対象人数が「基礎項目評価」のしきい値を超えることがなかったため、比較的スムーズに作成することができましたが、その裏側にはこれまでの取組みに基づく裏付けや下地がありました。

(5) これからの取組み

本町における番号制度の取組みは、これ以外に「総合窓口の設置検討」や「番号制度関係事務以外での住民の利便性向上のための添付書類の省略」を前出の方針書に盛り込んでいます。総合窓口の設置検討は、住民の利便性の向上を目指す要素が最も大きなものですが、人事異動等によって対応する職員が毎年変わる窓口業務において、事故を起こさせない未然防止としての要素も含まれています。専門窓口において個人番号を適正に取り扱うことが住民の安心と組織の安全につながると考えているからです。

また、添付書類の省略については同一窓口において利用事務と利用事務以外で添付書類の取扱方法が違うことから、逆に事務の複雑化を招くことが予想されます。このため、利用事務かそれ以外かに関係なく、すべての申請書に本人同意欄を設け、同意を得た上で、必要情報を庁内で受け取ることによって、分け隔てない取扱いが可能となると考えています。

番号制度の導入によって、これまでの自治体の業務のあり方が劇的に変わるものであり、職員における戸惑いもあるのも事実です。しかし、番号制度の理念に基づいて自治体業務を遂行することによって開拓される理想的な未来の創造に向け、引き続き取組みを進めていくところです。